

○国立大学法人筑波技術大学利益相反ポリシー

平成 22 年 3 月 17 日
制 定
改正 平成 26 年 9 月 24 日

1 目的

国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）は、教育研究に加えて、社会との連携を促進し、学術研究による成果を社会に還元することを目的として産学官連携を推進する。

しかし、産学官連携活動を進める上で、本学及び本学の役員及び職員（以下「職員」という。）として求められる義務と職員が有することになる利益や負うことになる義務が衝突する場合、いわゆる利益相反が生じることも考えられる。

このため、本学は、産学官連携の推進に当たり、利益相反や責務相反の問題について、本学及び職員が取り組むべき姿勢と対処するための基本方針を利益相反ポリシー（以下「ポリシー」という。）として定める。

2 利益相反の定義

本ポリシーにおいて、利益相反を以下のように定義する。

(1) 個人としての利益相反

職員個人が得る利益と職員個人の大学における責任との相反。

(2) 大学（組織）としての利益相反

大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反。

(3) 狹義の利益相反

職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施工料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育研究の大学における責任が衝突・相反している状態であり、「(1) 個人としての利益相反」と「(2) 大学（組織）としての利益相反」からなる。

(4) 責務相反

職員が主に産学官連携活動に係る兼業により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等における責任が両立し得ない状態をいう。

(5) 広義の利益相反

「(3) 狹義の利益相反」と「(4) 責務相反」の双方を含むものとする。本ポリシーでは、特段の標記がない場合には、「広義の利益相反」を単に「利益相反」と記す。

3 対象者の範囲

本学の職員

4 ポリシーの基本的な考え方

本学は、産学官連携活動を積極的に推進するとともに、職員にそのような活動を奨励する。

しかし、その過程で生じる利益相反による大学の使命・利益の侵害は防止する必要がある。そこで、本学は、産学官連携を公正かつ効率的に推進するため、職員の利益相反行為の防止・解決のためのルールを設ける。

5 ポリシーのルール

本学の職員は、産学官連携に携わるに当たり、産学官連携に伴う個人的な利益や連携先の利益を優先する結果、大学の本来の使命である教育研究を疎かにするようなことがあってはならない。また、そのような利益相反行為がなされているとの疑いを社会から招かないよう、職務遂行の透明性の確保に努めなければならない。

このため、利益相反を防止し適切に対処するため、利益相反マネジメントに取り組むものとする。

6 利益相反マネジメント体制及び方法

- (1) 本学に、利益相反マネジメントに関する重要事項を調査・審議する組織を設置する。
- (2) 職員は、利益相反に関する自己申告書を、定期的及び必要に応じて提出しなければならない。
- (3) 本学は、本学の利益相反に関する情報について、個人情報の保護に配慮し必要な範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

附 記

このポリシーは、平成 26 年 9 月 24 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。